

# 第1章

## 最恵国待遇

### 1. ルールの外観

#### (1) ルールの背景

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment = MFN 原則）は、WTO 協定の基本原則の1つである。

最恵国待遇原則の下では、例えば、WTO 加盟国のA国が、B 国（WTO 加盟国であるかどうかを問わない）との交渉において、製品αの関税率を5%に削減すると約束した場合、この関税率はB 国以外のすべての加盟国に関しても適用されなければならない。つまり、ある国が一定の問題に関して他の諸国に最恵国待遇を与えるということは、その問題についてそれらの諸国を平等に扱うことを意味している。このように、最恵国待遇の本質とは、ある締約国と他の締約国に対して同一の条件を与えるという無差別性にあると言える。貿易の文脈では、同様の物品に対して、原産地国によって異なる扱いを行ってはならないという原則である。

最恵国待遇の考え方自体は長い歴史を持ち、GATT 以前から、多くの二国間通商条約に取り入れられ、貿易の自由化に貢献していた。しかし、世界恐慌の影響を受け、世界各国が保護主義政策をとった1930年代には、経済のブロック化を進めるため、英連邦の貿易制限措置（通称スターリング・ブロック）やフランスのフラン・ブロックなど、最恵国待遇原則を制限する様々な制度が導入され、こうしたブロック経済化が第二次世界大戦の遠因となったとされている。この経験への反省から、

第二次世界大戦後、多数国間条約である GATT において一般的最恵国待遇条項が規定され、世界規模での自由貿易体制の安定化が図られ、それがWTO にも継承された。

このように、最恵国待遇原則は、多角的貿易体制を支える基本原則の1つとして、特に遵守されなくてはならない。また、地域統合等その例外については、WTO の基本原則たる最恵国待遇原則を形骸化することにならないよう、WTO ルールに整合的に運用されることが必要である。

#### (2) 法的規律の概要

##### ①最恵国待遇原則に関する GATT 上の規定

最恵国待遇を定めている GATT の規定としては、GATT 第1条、第3条第7項、第5条、第13条及び第17条がある。

##### (a) 一般的最恵国待遇（GATT 第1条第1項）

GATT 第1条第1項は、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税及び内国規則について、WTO 加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、同種の産品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。

この点、まず、「同種の産品」要件に関しては、旧 GATT 及び WTO の紛争解決における判断（GATT3 条4項における同要件の判断を含む）の蓄積を通じて、①産品の物理的特性・性質、②用途、③消費者の嗜

好及び④関税分類の 4 要素によって判断するという解釈が定着している。WTO 時代の先例としては、例えば、スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税のパネル (BISD28S/102) では、同種の産品は物理的特性、消費者、他の締約国の関税分類上の扱いの 3 要素によって判断されるとした。同事案では、4 種類のコーヒーについて異なる関税が設定されており、これら 4 種類が「同種の産品」と判断されるかどうかの問題となった。同パネルは前述の 3 要素に従い、4 種類のコーヒーはほとんどがブレンドされて販売されていること、消費者は 4 種類を同一の飲料製品と判断していること、多くの GATT 加盟国の関税分類が 4 種類について異なった関税率を適用していないことから、4 種類のコーヒーを「同種の産品」と判断し、ある特定品種の生コーヒー豆についてのみ異なった関税率を設定したことを最恵国待遇違反とした。

他方、松柏類の製材の関税分類で、トウヒ、マツ、モミ (SPF) とそれ以外で税差を設けているのは、実質的に特定国の製材を他の国の製材と差別するものであるとの主張に対し、関税分類については各加盟国に広範な裁量が認められているとして、「同種の産品」の判断に当たり、各輸入国の基準に依拠した例もある (日本の SPF 製材に関するパネル、BISD 36S/167)。

次に、差別ないし有利な待遇 (「利益、特典、特権又は免除」) の有無が問題となるが同種の産品であるにもかかわらず輸入相手国によって異なった関税率を定める等、明白に特定国に対する差別を行ってれば、当然に GATT 第 1 条第 1 項違反である。しかしながら、表面上は特定国を明示して差別していなくとも、同種の産品と判断される産品の間で異なった取扱いを行うことにより、事実上ある特定の加盟国の産品が差別される結果になれば、GATT 第 1 条第 1 項の違反となりうる。

こうした事実上の差別が問題となった事案として、カナダの自動車に関する措置 (DS139) がある。同事案では、所定の条件のもと米国からの輸入車の関税を無税にするカナダの制度が問題となった。同制度は、規定上は所定の条件を満たすことでどの国の企業にも当該制度を利用する可能性が開かれていたが、実際には米カナダ FTA の締結に伴い新規の申請を停止しており、事実上、ほぼ米国企業の

みが利用可能な制度となっていた。パネル・上級委員会とも本件措置が事実上の差別に当たると判断して、GATT 第 1 条第 1 項の違反を認定した。

#### (b) 産品の混合、加工又は使用に関する数量又は割合の無差別適用 (GATT 第 3 条第 7 項)

GATT 第 3 条 7 項は、特定の数量又は割合による産品の混合、加工又は使用に関する内国の数量規則について、締約国はその数量又は割合を国外の供給源別に割り当てるような方法で適用してはならないと規定する。同項は産品の混合、加工又は使用に関する数量又は割合の最恵国待遇を定めており、GATT 第 1 条を補足している。

#### (c) 通過の自由の保障に関する無差別適用 (GATT 第 5 条)

GATT 第 5 条は、締約国の国境を通過する運送に対し、締約国は国際通過に最も便利な経路でその領域を通過する自由を与えることを規定し、こうした保障は船舶の国籍、原産地、仕出地、入国地、出国地もしくは仕向地等の事情に基づく差別を設けてはならないと規定する。これは通過の自由に関する最恵国待遇であり、GATT 第 1 条を補足している。

#### (d) 数量制限の無差別適用 (GATT 第 13 条)

GATT 第 13 条は、産品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の産品に対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、過去の実績に応じて、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきことなど、数量制限適用に当たって、国家間の公平性を実現できるよう定めており、GATT 第 1 条を補足している。

前半の数量制限や関税割当を無差別に適用する部分については、冒頭述べた最恵国待遇の本質である無差別性を述べている。すなわち、数量制限や関税割当の例外となる国や同種の産品を作ってはならないことを規定している。

他方、留意が必要な点として、GATT 第 13 条は、輸入制限や関税割当の内容を「その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべき」と規定している。すなわち、輸入制限や関税割当の適用を超えて、具体的な輸入許可数量の割当を形式

的に平等にすることは、むしろGATT 第13条の違反を構成しうる。例えば、米国のラインパイプに対するセーフガード措置(DS202)に関するパネル判断では、米国がセーフガードの発動に伴いラインパイプに輸入制限を課す際、上記のような国別配分の原則を考慮に入れず輸入元国に対して一律9,000トンの輸入制限を課したことがGATT 第13条違反と認定された(パラ7.55)。この点は、例えば同一の税率・法令を適用することが基本となる最恵国待遇とは異なる。

#### (e) 国家貿易企業 (GATT 第17条)

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維持される国家企業、又は、加盟国によって排他的な若しくは特別の特権を許与された私企業で、輸出入を伴う購入・販売を行うものをいう。これら国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。GATT 第17条は加盟国に対し、国家貿易に関しても最恵国待遇を含む無差別待遇原則に合致する方法で行動させることを義務づけているが(第17条第1項(a))、その一方で商業的考慮のみに従っていれば無差別待遇原則に合致していなくても足りるとしている(第17条第1項(b))。

### ②最恵国待遇原則の例外的規定

上記の最恵国待遇規定に対し、GATTにはいくつかの例外が設けられている。

#### (a) 関税同盟・自由貿易地域 (GATT 第24条)

二以上の国の間で経済関係を強化するために、関税同盟・自由貿易地域の地域貿易協定の取決めがなされることがある。これらの取決めがなされると、域内諸国間の貿易等は自由になる一方で、域外諸国との間の貿易障壁は残るため、域内諸国と域外諸国とは異なる待遇が与えられることとなり、最恵国待遇の原則に反する結果が生じる。しかしながら、全面的に禁止することは厳格に過ぎるとして、GATTは厳しい制限の下でこれらの取決めを認めている。GATT 第24条は、①域内における関税その他の貿易に対する障害は、実質的に

べて廃止すること、②域外諸国に対する関税その他の貿易に対する障害は、設立以前より制限的であってはならないことという要件に適合する場合等に限って、地域統合に最恵国待遇原則の例外を認めている(第2部第16章「地域統合」参照)。

#### (b) 授権条項

一般特惠制度(GSP:Generalized System of Preferences)とは、開発途上国の輸出所得の拡大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国から開発途上国産品に対して、最恵国待遇に基づく関税率より低い関税率が適用される仕組みである。一般特惠制度は、1971年6月のGSPに関するGATT理事会決定に規定されており、1979年の「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加に関する決定」、いわゆる「授権条項」(Enabling Clause)に基づく措置として、1994年のGATTの一部として認められている。一般特惠関税には、①歴史的、政治的に特殊な関係を有する国(d参照等)ではなく、より一般的に開発途上国に対して特惠的関税を適用することができる(この点で「一般的」といえる)、②特惠的関税の受益国が開発途上国に限定されている、③先進国から開発途上国に対する一方的な恩恵であるといった特徴がある。また、特惠受益国等のうち、通常途上国とは区別される後発開発途上国(47カ国)に対しては、特別特惠対象品目について無税等が提供されるなど更なる優遇措置が維持されている。

地域貿易協定については、開発途上国同士が締結する協定の場合は授権条項に基づく特惠により、GATT 第24条に規定される要件を満たす必要がなく、また締約国はGATT 第1条の規定に関係なく、異なるかつ有利な待遇を他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができるとされている<sup>1</sup>。

#### (c) 特定加盟国間における多角的貿易協定の不適用 (WTO 設立協定第13条)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO 設立協定)第13条は、次の要件が満たされた場合には、特定加盟国間においてWTO 設立協定並びに附属

<sup>1</sup> 授権条項に基づく地域貿易協定の実例は、WTO Analytical Index, Volume 1, PP383-388に記載されている。

書一及び附属書二の多角的貿易協定の不適用が認められると定めている。第 1 に、GATT 締約国であった WTO 原加盟国の間で、WTO 協定効力発生前に GATT 第 35 条の規定<sup>2</sup>が当該国間で適用され<sup>3</sup>、協定効力発生時に有効であった場合である。第 2 に、既加盟国と新加盟国の間で、加盟条件に関する合意が閣僚会議（一般理事会）で承認される前に、いずれかの国が閣僚会議（一般理事会）に対し協定の適用に同意しない旨通報した場合である。

このような不適用が認められた場合は、当該加盟国には他の加盟国に与えられている有利な待遇が与えられないことになり、最恵国待遇原則が適用されない結果となる。

この規定は、WTO への新規加盟の際に生じる問題に対処するために設けられたものである。本来の最恵国待遇原則を貫徹した場合には、B 国が新規加盟をした場合には、すべての国に対して最恵国待

遇を与えると同時に、すべての国が B 国に対して最恵国待遇を与えなければならない。しかしながら、既加盟国たる A 国が、新加盟国である B 国との間に WTO 上の権利義務関係を生じさせたくない事情があることがある。WTO への加盟の条件は加盟国総数の 3 分の 2 以上の賛成であるため、賛成票の数が十分に多い場合、A 国の意図に反して、最恵国待遇を付与する義務が生じることとなるが、WTO 設立協定第 13 条を援用することにより、A と B の両国間に限っては WTO 協定に基づく義務を生じさせないこととして、A 国の意思を尊重することができる。また、A 国のような事情を有する国が 3 分の 1 以上あり、B 国の加盟承認が得られにくい場合にも、それらの国に WTO 設立協定第 13 条の援用を認めることで、B 国の加盟を実現できるようになる。

協定不適用の通報例については、以下の表を参照のこと。

<図表 II-1-1><sup>4</sup>

協定不適用通報国	経緯
米国	1995 年 ルーマニアに対し、協定不適用を通報 (1997 年 2 月、撤回)
	1997 年 モンゴルに対し、協定不適用を通報 (1999 年 7 月、撤回)
	1998 年 キルギスに対し、協定不適用を通報 (2000 年 9 月、撤回)
	2000 年 グルジアに対し、協定不適用を通報 (2001 年 1 月、撤回)
	2001 年 モルドバに対し、協定不適用を通報 (2012 年 12 月、撤回)
	2003 年 アルメニアに対し、協定不適用を通報 (2005 年 2 月、撤回)
	2007 年 ベトナムに対し、協定不適用を通報 (2007 年 1 月、撤回)
	2012 年 ロシアに対し、協定不適用を通報 (2012 年 12 月、撤回)
	2013 年 タジキスタンに対し、協定不適用を通報
トルコ	2003 年 アルメニアに対し、協定不適用を通報
エルサルバドル	2001 年 中国に対し、協定不適用を通報 (2014 年 7 月、撤回)
ロシア	2012 年 米国に対し、協定不適用を通報

2023年 1 月時点

<sup>2</sup> GATT 第 35 条にも不適用に関する規定があるが、WTO 設立協定第 13 条の方が優先すると考えられている。WTO 設立協定第 16 条第 3 項は、「この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいてこの協定の規定が優先する」と定めているからである。

<sup>3</sup> GATT 第 35 条は当初日本にも適用されていたが、1970 年代に入って欧州各国が援用措置を撤廃したことで、我が国も国際通商システムに正式に加わるようになった。

<sup>4</sup> WTO Analytical Index - Marrakesh Agreement establishing the WTO Article XIII (Practice)

#### (d) その他の例外

最恵国待遇原則固有のその他の例外としては、隣接国との国境貿易に関する規定（GATT 第 24 条第 3 項）及び英国連邦等 GATT 成立当時に存在していた特定国への優遇制度の存続を規定する特惠（GATT 第 1 条第 2 項）等がある<sup>5,6</sup>。また、公徳の保護、生命又は健康の保護のためなどに必要な措置についての一般例外（GATT 第 20 条）及び安全保障例外（GATT 第 21 条）は、最恵国待遇義務にも適用がある。

加えて、ウェーバーの取得により最恵国待遇原則の例外を構成することも可能である。ウェーバーとは、WTO 設立協定第 9 条第 3 項に基づき 4 分の以上の加盟国間の同意を得て、協定により加盟国に課せられる義務を免除されることである。また、ウェーバーの条件、終了期限等を明示すること、毎年レビューを行うこと等が定められている（WTO 設立協定第 9 条第 4 項）<sup>7</sup>。

### ③GATT 以外の最恵国待遇規定

最恵国待遇の考え方は、例外があるものの、WTO 協定によって多くの分野に拡張され、それぞれ最恵国待遇の原則、例外を定めている。まず、貿易の技術的障害や基準・規格に関する分野では、TBT 協定第 2.1 条において、強制規格に関し最恵国待遇義務を定めている。TBT 協定第 2.1 条における最恵国待遇義務の規定は、文言自体も GATT 第 1 条における最恵国待遇義務の規定と異なっており、解釈としても異なると上級委員会が判断したケースがある（EU-アザラシ事件）。このケースにおいて上級委員会は、GATT 第 1 条における最恵国待遇義務は、措置の目的が正当であるかどうかを考慮せず、措置が同種輸入品の競争条件を悪化させているかどうかという点のみに基づいて判断がなされるとしたが、他方で、TBT 協定第 2.1 条における最恵国待遇義務は、措置の目的を考慮して違反か否かが判断されるとした。この差異について、GATT においては規制目的が

第 20 条（一般的例外規定）で考慮されること、TBT 協定には GATT 第 20 条のような一般的例外規定が存在しないことを理由として挙げた。ただし、GATT においても TBT 協定においても、措置の目的が考慮されることに違いはなく、措置が違反とされるかどうかの結論が、両協定間で異なるわけではない。

その他、SPS 協定第 2 条では、衛生植物検疫措置について最恵国待遇義務を定めている。また、政府調達協定第 4 条では、政府調達について無差別待遇義務を定めており、同第 3 条で、一般的例外を定め、無差別待遇義務からの免除についても規定している。

サービス貿易及び知的財産権の分野では、サービス協定第 2 条がサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への、TRIPS 協定第 4 条が知的財産権の保護における他の加盟国の国民への最恵国待遇付与を定めている。サービス協定では個別分野での具体的措置に限って、サービス協定第 2 条の免除に関する附属書により免除登録を行えば、最恵国待遇供与義務から免除される等の例外がある。また、TRIPS 協定についても既存の知的財産保護に関する国際協定に基づく措置等については、最恵国待遇原則に関する例外としている（TBT 協定及び SPS 協定については、第 11 章「基準・認証制度」、政府調達協定については、第 14 章「政府調達」、サービス貿易及び知的財産権については、第 12 章「サービス貿易」及び第 13 章「知的財産」の該当部分を参照）。

その他、GATT 以外に最恵国待遇の規定からの逸脱が認められる条件を定めた規定が存在する。例えば、AD 協定、補助金協定、セーフガード協定、輸入許可手続協定、加盟議定書等がこれに当たる（AD 協定については、第 6 章「アンチ・ダンピング措置」、補助金協定については、第 7 章「補助金・相殺措置」、セーフガード協定については、第 8 章「セーフガード」の該当部分を参照）。

### (3) 経済的視点及び意義

最恵国待遇原則は概要、下記 3 点の意義を有してい

<sup>5</sup> 1992 年 12 月発出の WTO 事務局ノート (MTN.TNC/LD/W/1) を参照。

<sup>6</sup> 最恵国待遇固有の例外ではないが、特定の条件のもとでのみ援用できる例外規定が存在する。こうした規定としては、ダンピング防止税及び相殺関税 (GATT 第 6 条) や国際収支例外 (GATT 第 14 条) (ただし、これは GATT 第 1 条ではなく①で述べた GATT 第 13 条の数量制限の無差別適用に対する例外)、経済開発に対する政府援助 (GATT 第 18 条第 20 項)、無効化又は侵害に基づく譲許停止 (GATT 第 23 条第 2 項) 等が該当する。

<sup>7</sup> 2019 年 12 月 18 日時点で、合計 24 件のウェーバーが有効 (WT/GC/W/795)

る。

### ①世界経済の効率化

第1 に、最恵国待遇原則は、比較優位に基づき、諸国が最も効率的な供給源から輸入することを可能にする。例えば、B 国の方が C 国よりも安価に A 国に産品  $\alpha$  を供給できると想定する。A 国は産品  $\alpha$  を B 国から輸入することによって経済効率を高めることができる。しかしながら、B 国に対する A 国の関税が C 国に対するものと比べ非常に高いとすると、A 国は非効率な供給源である C 国から産品  $\alpha$  を輸入することとなる。この場合貿易歪曲効果により A 国の厚生は低下し、世界全体の経済効率も低下する。ところが、この3 か国間に最恵国待遇原則が適用されるとすると、A 国の関税は輸出国にかかわらず等しくなり、A 国はより安価な B 国産品を輸入することとなって、最も効率的な結果が実現される。

### ②自由貿易体制の安定化

第2 に、最恵国待遇は、一国に付与した待遇を即時に他の国へ無条件に付与させる一方、貿易制限的措置を行うに当たっても各国に同様に適

用させる義務を課すため、貿易制限的措置の導入を政治問題化させやすくし、その導入のコストを上昇させ、自由化された状態を安定化する効果を有する。このような自由貿易体制の安定化は、貿易及び投資を増大させる効果を有する。

### ③自由貿易体制の維持費用の減少

第3 に、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を有している。最恵国待遇原則の適用による平等な待遇は、常により有利な待遇（貿易においてはより自由な待遇）の方に統一して実現される。最恵国待遇原則が確立・維持されていれば、WTO 加盟国は他国が自国に付与する待遇を第三国に対する待遇と比較する目的で監視したり、自国に不利な待遇の改善を要求して交渉したりするための費用を節約したりすることができる。このように、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を持っている。

また、最恵国待遇原則を遵守する限り、WTO 加盟国は他のいずれの加盟国からの輸入も区別せず平等に取り扱うことになるために、輸入産品の原産地国を確認するための費用も節約されて、経済効率性が改善される。

## 2. 主要ケース

### (1) カナダー自動車に関する措置 (DS139)

カナダ政府は、オートパクト（米加自動車協定：1966 年発効）に基づき、所定の条件（現地付加価値達成率 60%以上等）を満たすことを条件として、ビッグスリー等の特定企業（オートパクトメンバー）に対してのみ、完成自動車の関税を免除する措置を実施していた。もともとは、いかなる企業でも所定の要件を満たせば関税免除を受けられるように運用されていた制度であったが、米加自由貿易協定の締結に伴い、オートパクトの対象企業を新規に認めない旨が規定された。この取扱いは、NAFTA 発効後も継続され、オートパクトメンバー企業が完成自動車を輸入する場合、無税

で輸入できるのに対して、非オートパクトメンバーの行う輸入に対しては 6.1%の関税（2000 年 12 月時点）が賦課されていた。

日本は、1998 年 7 月に WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請、同年 11 月にはパネル設置要請を行って、1999 年 2 月に同一案件に係る EU の申立てを併せて審査するための単一パネルが設置された。2000 年 2 月にパネル報告、同年 5 月には上級委員会報告が出され、いずれも日本の主張をほぼ認め、本件関税免除措置が GATT 第 1 条第 1 項（最恵国待遇）、第 3 条第 4 項（内国民待遇）、補助金協定、及びサービス協定第 17 条（サービスの内国民待遇）に違反するとの判断が出された（なお、卸売サービスに関するサービス協定第 2 条（最恵国待遇）及び第 17 条（内国民待遇）違反をパネルが認定した点については、上

級委員会は事実認定が不十分であるとして当該判断を覆した。

## (2) EU—バナナに関する措置 (DS27)

EU が ACP (アフリカ、カリブ海、太平洋) 諸国との間に締結しているロメ協定に基づき、EU は、バナナの関税割当制度について、その数量枠及び税率等の面でこれら ACP 諸国産のバナナを優遇する特惠措置を採用しており、同制度は、GATT 時代に 2 回パネルで争われている (第 16 章「地域統合」参照)。

ウルグアイ・ラウンド合意後、EU は新たな関税割当制度を導入したが、中南米産バナナを主として扱うバナナ業者を抱える米国は、同制度についても不満を示し、特に、関税割当のライセンス発給システムによる ACP 諸国産バナナの取扱いの優遇及び EU とフレームワーク合意を締結した中南米のバナナ生産国 (特にコロンビア、コスタリカ) に対する割当の優遇が WTO 協定違反であるとして、他の中南米諸国 (エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ) とともに GATT 第 22 条に基づいた協議を行った後、WTO パネルが設置された (1996 年 5 月)。本件パネルには、我が国も第三国参加した。

1997 年 5 月に提出されたパネル報告書では、以下の主要論点につき、EU の措置は WTO 不整合と認定された。上級委員会もこの内容を基本的に支持した。

- ① 第三国及び非伝統的 ACP 諸国産バナナに関する関税割当の数量枠のうちの一定部分を EU 域内産バナナ又は伝統的 ACP 諸国産バナナの取扱業者に限って割当てを行うことは、GATT 第 1 条第 1 項 (最恵国待遇) 及び第 3 条第 4 項 (内国民待遇) に違反する。また、ロメ協定の下での GATT 第 1 条第 1 項に関するウェーバー (義務の免除) の範囲は、第三国及び非伝統的 ACP 諸国産バナナの輸入に適用されるライセンス手続には及ばず、GATT 第 1 条第 1 項についての WTO 協定上の義務は依然として有効である。
- ② 上記①の関税割当の数量枠について、伝統的 ACP 諸国産バナナの取扱業者に対して優先的な

割当を行うことは、第三国の流通業者を競争上不利に扱うものであり、サービス協定第 2 条 (最恵国待遇) 及び第 17 条 (内国民待遇) に違反する。

- ③ フレームワーク合意については、コロンビアとコスタリカのみを EU へのバナナ輸出の実質的関心国として合意を行ったことについては否定されないとしつつも、実質的関心のない国の一部 (ニカラグア、ベネズエラ等) と合意し割当を行う一方で、グアテマラ等に割当を行っていないことは GATT 第 13 条第 1 項 (数量制限の無差別適用) に違反する。なお、フレームワーク合意に基づく国別シェアが反映されている譲許表の記述内容と GATT 第 13 条との優先関係については、GATT 第 13 条が優先する。(ロメ協定との関連について第 16 章「地域統合」を、EU の勧告実施を巡る米・EU 間の争いについて第 15 章「一方的措置」を参照)。

## (3) EU—開発途上国に対する関税特惠の差別的供与 (DS246)

2001 年 12 月 10 日、欧州理事会によって一般関税特惠の枠組み「理事会規則 2501/2001」が発表された。本規則は、①一般規定、②労働権保護のための特別規定、③環境保護のための特別規定、④ 後発途上国のための特別規定、及び⑤麻薬の生産と不正取引対策のための特別規定 (ドラッグ・アレンジメント) の 5 つから構成され、適用期間は 2002 年 1 月 1 日から 2004 年 12 月 31 日とされた。

これらの規定のうち、①一般規定は、開発途上国一般を対象国とする一方、⑤ドラッグ・アレンジメントは、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー及びベネズエラの 12 か国のみを対象国としている。

インドは、ドラッグ・アレンジメントは、対象国 12 か国のみが規定の対象品目について無関税で EU 市場に輸出できるのに対し、その他の開発途上国は通常の関税率又は割引された関税率でしか EU 市場に輸出できないことは差別であるとして、2002 年 3 月、WTO に対して最恵国待遇違反及び授権条項違反を申立てた。

2002 年 12 月には、インドはパネル設置要請を行い、2003 年 12 月に同パネル報告が加盟国配布された。

本報告は、ドラッグ・アレンジメントは一部の開発途上国のみが享受できる特権であることから GATT 第 1 条に違反すること、また、すべての開発途上国に等しく特恵が与えられておらず、その差別が後発途上国に対する特別な待遇に基づいたものでもないこと等から、本措置の GATT 違反は、授權条項によっても正当化されないと判断した。さらに、EU が主張していた GATT 第 20 条

(b) の適用については、第 20 条 (b) は「生命又は健康の保護のために必要な措置」につき GATT の例外を認めているもので、ドラッグ・アレンジメントはそもそもこのような目的のために作られたものではないこと等から、GATT 第 20 条によっても正当化されない旨判断した。

本件は、2004 年 1 月に EU により上訴され、同年月に上級委員会報告が発出、採択された。上級委員会は、授權条項について WTO 協定と同条項の趣旨・目的等を勘案すると、異なる状況にある関税特恵 (GSP) 受益国について異なる関税待遇を供与することは必ずしも禁止されていないが、異なる待遇を与える場合には、同様な状況にあるすべての GSP 受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする「開発上、資金上、及び貿易上の必要性」を有するすべての GSP 受益国に対して同一の待遇が与えられるよう確保しなくてはならないとした。その上で、本ドラッグ・アレンジメントは本件制度の受益国とその他の GSP 受益国を区別する根拠を与える基準が存在せず、同様な状況にあるすべての GSP 受益国が裨益していないとして、パネルとは異なる理由で、上級委員会も EU の違反を認定した。

#### (4) 米国—マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (DS381)

TBT 第 2.1 条及び GATT 第 1 条第 1 項について判断 (第 II 部第 11 章 2. 主要ケース (3) を参照のこと)。

#### (5) アルゼンチン—金融サービス (DS453)

GATS 第 2 条第 1 項について判断 (第 II 部第 12 章 3. 主要ケース (6) を参照のこと)。

#### (6) ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求 (工業製品税の条件付き減税 (国産品優先補助金)) (DS472、497)

事案や主要な判示内容に関しては、第 I 部第 11 章参照。

本件では、イノバール・アウトに基づくアルゼンチン、メキシコ及びウルグアイに対する税の減免措置について、最恵国待遇義務違反 (GATT 第 1 条 1 項) が授權条項 2 条 (b) (非関税措置に関する多国間合意に基づく差別的優遇措置) 及び (c) (関税の相互削減に関する途上国間の地域間協定等) によって正当化されるか、も争点となった。

パネルは、①授權条項に基づく措置について、措置国が同 4 条 (a) に基づく通報を行った場合は、申立国は、パネル設置要請において授權条項の関連条文を特定する必要がある、としつつ、本件では、ブラジルが授權条項 2 条 (b) 又は (c) に基づく措置であること、ないし、通報を行ったことを立証できていないため、申立国はパネル設置要請で授權条項を特定する必要はなかった、とした。

また、② (i) 授權条項 2 条 (b) 上の「非関税措置」は、GATT 自体ではない多数国間合意における、途上国に対する特別で異なる (special and different (S&D)) 待遇に関する特定の規定に基づく措置である必要があるところ、ブラジルが根拠として挙げる GATT 第 3 条は授權条項 2 条 (b) 上の非関税措置とは認められず、また、(ii) 本件措置について授權条項 2 条 (c) 上の RTA との関連性は示されていない、とし、本件措置は、授權条項 2 条 (b) 又は (c) によって正当化されない、と判示した。上級委はパネル判断を維持した。

#### (7) EU—エネルギー産業に関する措置 (DS476)

GATT 第 1 条 1 項及び GATS 第 2 条 1 項について判断 (第 II 部第 12 章 2. 主要ケース (7) : ① (a) ガス指令上の分離措置、③ LNG 措置 (GATT 第 1 条 1 項上の「同種の産品」要件が争点となった)、④ インフラ免除措置、⑥ (a) ガス指令上の第三国認証措置、及び⑦ ガス指令上の TEN-E 措置を参照のこと)。



## (8) EU一家禽肉製品に対する関税譲許に関する措置 (DS492)

EU は、鶏肉製品等計 10 品目について、2006 年から 2013 年にかけて、2 回に分け、タイ・ブラジルと交渉・合意のうえ、関税譲許を修正し、従価税を関税割当に置き換えた。これに対し、中国が、EU では 2008 年以降 SPS 措置の緩和により中国産輸入品が増加したにも関わらず、EU は関税譲許の修正を行う際に、SPS 措置緩和前の期間における輸入状況を検討し、SPS 措置が存在しないと仮定した場合の中国輸入シェアを推計しなかった点等において、交渉や協議が必要な主要供給国・実質的利害関係国の決定 (GATT 第 28 条)、補償の算定 (同条 2 項)、関税割当の配分の決定 (同第 13 条) について協定に違反すると主張し、2015 年 4 月協議要請を行った。その後、2017 年 3 月にパネル報告書が公表され、上訴されず、翌月パネル報告書が採択された。

GATT 第 13 条 2 項は、関税割当の配分の決定にあたり、利害関係国の製品の貿易に影響を及ぼした又は及ぼしているすべての特別の要因に妥当な考慮を払うべき旨を規定しているところ、パネルは、EU が、関税割当の配分に関する交渉開始後に生じた輸入シェアの変化を考慮していない点について、同条項違反を認定した。ただし、SPS 措置が存在しなかったと仮定した場合の加盟国の輸入シェア推計に基づいて実質的利害関係国を決定する義務などに関するその他の GATT 第 13 条に基づく主張は認めなかった。

なお、関税譲許の修正に関する GATT 第 28 条に関しては、下記のとおりいずれの主張も認めなかった。

①供給国としての利害関係の有無につき、中国は、本件 SPS 措置が「差別的な数量制限」(第 1 項注釈)<sup>8</sup>に当たることを立証できていない、②第 1 項上、供給国の利害関係の有無について交渉開始後に輸入シェアの変化を反映して再決定する義務は認められない、として、第 28 条 1 項違反の主張を認めなかった。また、③補償の要否の検討に必要な関税割当の総量を算定するための「代表的期間」(第 28 条に関する解釈了解第 6 項)<sup>9</sup>を特定する際、本件 SPS 措置

は、あらゆる原産地からの家禽肉製品の年間貿易総量を著しく変更したものではないので、影響を除外する必要はない、④解釈了解第 6 項上の参照期間の起算点は交渉妥結時点ではなく交渉開始時点である、⑤解釈了解第 6 項は関税割当の配分には適用されない、として第 28 条 2 項違反の主張も認めなかった。

## (9) 米国—香港製品に対する原産地表示要求措置 (DS597)

香港は、独立した関税地域 (separate customs territory) として中国とは独立した立場で WTO に加盟しているところ、米国は、1992 年米国香港政策法 201 条 (a) 及び 1997 年 7 月の通達に基づき、1997 年の香港返還後も香港産品については「香港」との原産地表示を引き続き認めていた。2020 年 7 月米国は香港が「中華人民共和国との関係で異なる扱いを正当化するほど、もはや十分に自律していない」と認定する大統領令を発令し、2020 年 8 月、香港で生産された輸入品は「香港産」と表示してはならず、「中華人民共和産」と表示することを義務づける通達を公表した。これに対し、香港は、香港で生産された産品について、WTO 加盟国 (WTO に加盟している独立した関税地域を含む。以下同じ。) としては異なる中国を原産地として表示しなければならない点において他の加盟国で生産された産品よりも不利な待遇を与えており関連する各協定上の最恵国待遇義務 (GATT 第 1 条 1 項、同第 9 条 1 項、原産地規則に関する協定 (Agreement on Rules of Origin (以下「ARO」)) 第 2 条 (d)、TBT 第 2.1 条) に違反し、また、米国が原産地表示の前提条件として「十分な自律」を要求した点について、製造又は加工に関連しない条件の充足を求めることを禁じる第 2 条 (c) に違反すると主張し、2020 年 10 月協議要請を行い、2022 年 12 月にパネル報告書が公表された。

パネルは、最恵国待遇義務に関して、GATT 第 1 条第 1 項並びに ARO 及び TBT 協定はより広範な措置に適用されるのに対して、GATT 9 条第 1 項は原産地表示要件のみを規律対象とすることに鑑みて、GATT 第 9 条第 1 項整合性から判断することとした。

<sup>8</sup> 譲許修正申請国は、ある国が主要供給国又は実質的利害関係国としての利益を有するか否かを決定するにあたり、譲許修正申請国が差別的な数量制限を維持しなかった場合に想定される当該対象国の輸入シェアを考慮する必要がある (GATT 第 28 条脚注 1 第 4 項及び第 7 項)。

<sup>9</sup> 無制限の関税譲許を関税割当に置換する場合の補償は、将来の予想貿易量が割当の水準を超える額によって算出され、将来の予想貿易量は、直近の代表的な 3 年間における平均年間貿易量又は直近年の輸入量のいずれか大きい方 (いずれも増加率を加味する) に基づくとされている。(第 28 条の解釈了解第 6 項)

パネルは、GATT第9条第1項は、他の無差別原則と同様の最恵国待遇義務を規定しており、無差別義務に関する他の同様の条文文言の解釈はGATT第9条第1項の解釈において有用な指針となるとした。そのうえで、GATT第9条第1項の整合性の判断に関しては、まず、①異なる加盟国からの輸入品に許与された待遇を比較し、待遇に差異があるかどうかを確認し、①が肯定される場合、②係争措置が、申立てた加盟国の輸入品に不利となるよう市場の競争条件を変更することで不利な待遇を与え、当該輸入品の他の輸入品に対する競争機会に悪影響を及ぼしているかを検討し、いずれも肯定される場合は、その原産地表示の要件は、特定加盟国の産品に不利な待遇を与えており第9条第1項違反にあたる、という判断基準を示した。ただし、パネルは、不利な待遇の有無は、規制目的の考慮を含む総合的な判断である必要がある（悪影響が規制目的に関連しているか、規制目的によって説明できる場合は不利な待遇とは認められない）という米国の主張については、そのような検討は正当化事由において考慮されるべきであるとして、否定した。

そのうえで、本件措置については、①につき、米国の関連法令が、原産地表示要件を適用する前提として、ある産品の原産地を決定する際には、その産品が製造され、育成され、または実質的に変換された国を原産地と考える扱いであるところ、他の加盟国からの輸入品については、そのように決定された原産地と表示される原産地とが対応すべきと規定しているのに対して、香港からの輸入品（香港を原産地とすると決定した産品）については、原産地として他のWTO加盟国（中華人民共和国）を表示するよう要求している点において、香港からの輸入品に対して、第9条第1項に基づく異なる待遇を構成するとした。次に、②については、パネルは、第9条第1項違反を立証するためには、香港は、香港という原産地表示の価値や他の加盟国の名称を表示することに伴う経済・貿易上の影響を示す必要があるという米国の議論を否定した。すなわち、パネルは、まず、不利な影響は、措置の制度設計や予定される運用に基づいて認定されるべきであり、潜在的な影響であっても足りるとしたうえで、産品の原産地及びその原産地が最終購入者にどのように示されるかは、原産地が示されたときに購入の意思決定に

関連する要素となる限度で、輸入産品間の競争関係に影響を与えるものであり、原産地表示は、輸入国市場において固有の価値を持つ、と認定した。また、米国のようにすべての輸入品に対して原産地表示を求める措置が導入された場合は、原産地表示は輸入国市場における輸入品間の競争条件に組み込まれている、とした。本件措置の結果、香港を原産国とする表示が米国市場において利用できなくなることによって、香港産品の輸出者は、現在または将来において、物品の原産地に付されうる価値を進展させ、利益を得る可能性が否定されるので、本件措置は、米国市場における香港産品の競争機会に悪影響を及ぼすとし、GATT第9条第1項違反を認定した。本パネル判断は、GATT第9条第1項に関する初の判断事例である。

なお、パネルは、他の最恵国待遇義務違反の主張（GATT第1条1項、ARO、TBT協定）やARO第2条（d）については、訴訟経済を行使し、判断していない。

米国は、本件措置はGATT第21条（b）項正当化でき、同項は自己判断条項であると主張したが、パネルは、まず（b）項が自己判断条項であることは否定した。そのうえで、本件では、同（iii）号の「国際関係の緊急時」とられた措置といえるか否かが検討されたが、パネルは、（iii）号上の国際関係の緊急時とは、GATTに基づく義務に不整合な行動をとることを正当化するような、国際関係における緊急事態を構成するのに必須である重大さの閾値に達している必要があり、国家間または国際関係の参加主体間の関係に生じる、強度に深刻で、事実上、事実上の破綻やそれに近い状況（a breakdown or a near-breakdown）である必要があるが、本件措置がとられた香港の状況は、国際的なレベルで緊張関係や懸念表明の対象になっているとはいえるが、米国と香港の関係は多くの分野で協力関係を係属しており、通商関係も維持されていること等に照らして、その閾値に達しているとは言えず、本件措置はGATT第21条（b）（iii）号に該当するとはいえないとして、米国の正当化の主張を認めなかった。安全保障例外に関する判示については第2部第4章コラム「安全保障例外—GATT21条の解釈をめぐる論点と最近のWTO先例」も参照されたい。